

鳥取県公報

41.8.3
第3755号
昭和41年7月26日 火曜日 鳥取県公報
鳥取県外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

目 次

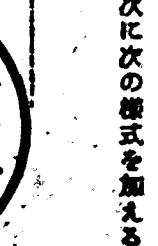
- ◆規 则 鳥取県外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 土地の用途既止
- ◆連絡告示
- ◆人権規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◆公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日)

第五条 条例第六条の規定による許可証票は、様式第三号による。
様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第三号

注 (1) 中央に許可した日の属する
年度を表示する。



35センチメートル

(2) 色は、年度ごとに異なることとし、その色は、青、赤、黄、緑及び黒の五色とする。

別表 許可証票

一般的基準

一 広告物又は広告物の掲出する物件(以下「広告物等」という。)が強調に調和し、美観風致を妨げないこと。

二 広告物等の設置、施工等の方法が不完全なり、傾倒、脱落等によつて容易に倒壊、脱落、破損、落下等のおそれのあるものなどとし。

三 広告物等の正面、裏面等に支柱等が突出しないこと。

四 広告物等が道路上に突き出して設置される場合には、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ロードサインでは、道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路肩から広告物の下端までの高さが四・五メートル以上であり、かつ、該箇所の構造、外観等を勘査して美観至上及び安全防止上支障がないと認められる場合は、一・二、

(許可証票)

鳥取県外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

昭和四十一年七月二十九日

鳥取県知事 石 研 二 明

鳥取県第三十二号

鳥取県外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(許可証票)

- 一 電柱一本につき一箇であること。
- 二 街灯柱を利用する広告板
- 三 街灯柱に巻き付け、又は直接接着しないものであること。
- 四 大きさが幅一・五メートルを越す、高さ〇・五メートルを越すもの。
- 五 突き出し部分の長さが〇・六メートル以下であること。
- 六 広告柱
- 七 ポール柱
- 八 広告幕
- 九 横断幕
- 十 地面から横断幕の下端までの高さが五メートル以上であること。
- 十一 重幕
- 十二 大きさが幅一メートル以下、高さ五メートル以下であること。
- 十三 告示
- 十四 規則

- 一 野立ての広告物等
- 二 広告板
- 三 街灯柱の一面の面積が三〇平方メートル以上であること。
- 四 高さが木造のものについては一〇メートル以下、その他的是にあつては二〇メートル以下であること。
- 五 高さが地面から六メートル以下であること。
- 六 電柱
- 七 建築物、高い又は屋を利用してする広告物等
- 八 屋上を利用するもの
- 九 広告板は、高さが六メートル以下であり、かつ、地面から設置する場所までの高さの三分の一以下であること。
- 十 広告塔は、建築物につき一箇とし、高さが地面から設置する場所までの高さの三分の一以下(木造のものについては八メートルまで)であること。
- 十一 電柱一本につき一箇であること。
- 十二 電柱に巻き付け、又は直接接着しないものであること。
- 十三 電柱に巻き付け、又は直接接着する広告板は、地上一・五メートルから三・五メートルまでの範囲内に表示すること。
- 十四 電柱に��加する広告板は、突き出し部分の長さが〇・六メートル以下であること。
- 十五 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 十六 電柱に添加する広告板は、地面上に設置するものであること。
- 十七 電柱一本につき一箇であること。
- 十八 街灯柱
- 十九 街灯柱に巻き付け、又は直接接着しないものであること。
- 二十 大きさが幅一・五メートルを越す、高さ〇・五メートルを越すもの。
- 二十一 突き出し部分の長さが〇・六メートル以下であること。
- 二十二 アーケードの上部に設置しないものであること。
- 二十三 ポール柱の幅又は直径が〇・二メートル以下であること。
- 二十四 アーケードに添加する広告物
- 二十五 アーケードの上部に設置しないものであること。
- 二十六 ポール柱として、一商店につき一箇であること。
- 二十七 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、底が〇・五メートル以下、横がアーケードの梁間の三分の一以下であること。
- 二十八 広告幕
- 二十九 横断幕
- 三十 地面から横断幕の下端までの高さが五メートル以上であること。
- 三十一 重幕
- 三十二 大きさが幅一メートル以下、横一メートル以下であること。
- 三十三 告示
- 三十四 規則

この規則は、公布の日から施行する。

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年七月二十五日からの用途
認定した。

人事委員会規則

鳥取県知事 石破二朗
所面積用途
場
米子市祇園町三丁目二三六番地先から二四三 一九二、一三
番地先まで 平方メートル 道路敷

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和四十一年七月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県告示第四百三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（附の規定について）の一部を
次のように改正する。

昭和四十一年七月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

「鳥取県米子児童相談所 米子市角盤町三丁目八三」を「鳥取県米子児
童相談所 米子市久米町四〇」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十一年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年七月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

一日時 昭和四十一年八月四日 午前十一時

二場所 鳥取市吉方三二〇番地

白兔莊

三議題 昭和四十一年度開くるべき正しい選挙推進運動の指導若研修につい
て

（請求書の種類、様式及び記載事項）

第三十三条 条例第十四条第一項に規定する請求書の種類及び様式は、次
の各号に掲げるとおりとする。それぞれの請求書の記載事項は、別表第七
に定めるとおりとする。

- 一 普通旅費、旅行手当算定請求書（別表第七（第一号様式））
- 二 普通旅費、旅行手当算定請求書（別表第七（第二号様式））
- 三 仕任旅費、被転科、着後手当、扶養親族移転料算定請求書（別
表第七（第三号様式））
- 四 日額旅費、在勤地内旅行旅費算定請求書（別表第七（第四号様
式））

五 日額旅費、在勤地内旅行旅費算定請求書（連名式）（別表第七
(第三号様式の二)）

六 旅行取消、遠旅旅費請求書（別表第七（第四号様式））

七 費失旅費請求書（別表第七（第五号様式））

八 普通旅費、日額旅費、在勤地内旅行旅費算定請求書（請求の額と
別表第七（第一号様式の二）

普通旅費、旅行手当算定請求書（連名式）

車両賃料	食費	宿泊費	旅費	備考
合計				
旅費額合計	旅費額合計	宿泊費合計	食費合計	備考
円	円	円	円	円

旅費額	旅費額	宿泊費	食費	備考
合計				
旅費額合計	旅費額合計	宿泊費合計	食費合計	備考
円	円	円	円	円

旅費額	旅費額	宿泊費	食費	備考
合計				
旅費額合計	旅費額合計	宿泊費合計	食費合計	備考
円	円	円	円	円

旅費額	旅費額	宿泊費	食費	備考
合計				
旅費額合計	旅費額合計	宿泊費合計	食費合計	備考
円	円	円	円	円

（各人会計事務室）

上記のとおり旅費を請求します。昭和 年 月 日 上記の金額を領收しました。昭和 年 月 日

(備考) 本様式は、便通に送り不用の文字は抹消して使用すること。

別表第7(第六号様式) ④

別表第7(第六号様式) ⑤

普通旅費、日額旅費、在勤地内旅行旅費精算請求書(計算の額と精算額が同額の精算)

年月日	行	旅 行	旅費払	精算期	支引額	精算額の計算内容	所賄部課	職名	旅費の支拂額	氏名	書名	基	
												主務課長	經理責任
合												合	主
金合													
							昭和 年 月 日付 旅費清算請求書の計算内容と同じ					●	
							昭和 年 月 日付 旅費清算請求書の計算内容と同じ					●	
							昭和 年 月 日付 旅費清算請求書の計算内容と同じ					●	
							昭和 年 月 日付 旅費清算請求書の計算内容と同じ					●	
							昭和 年 月 日付 旅費清算請求書の計算内容と同じ					●	

上記のとおり算出払に係る旅費の精算を請求します。

昭和 年 月 日

印

署

旅費精算の旅の各支拂額以下の如き「旅一歩」、「支拂」、「及ち旅
川金」、「旅費清算外書」、「清算書」並称め。國政の某川の原書「旅川」
の「第四歩及ら第五歩」、「旅費清算外書」、「清算書」並称め。運
輸の原因の旅の各支拂額以外の如き「旅因」、「旅因歩」、「旅
清算」、「清算書」並称め。回数の旅用の原書「旅因歩」、「旅因」
又、「清算請求書」、「清算外書」と称め。

署

(間に四田歩)

1 以上の旅費は、留保四十步へ四十五步ある旅につき、四十五步以上歩
行に係る旅費である。

2 その規則施行の際、既に認められた旅費の清算書の正書は、初歩の上、いわ
か使用する事無し。

署

公 告

高圧ガス取扱法(昭和26年法律第204号)第三条第2項の規定によ
り、昭和41年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和41年7月29日

馬鹿屋知事 石 譲 二 次

1 試験の種類、科目および時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
第1回高圧ガス販 売主任者免状に係 る販売主任者試験	高圧ガスの販賣に係る販売主任者試験 第2回高圧ガス販 売主任者免状に係 る販売主任者試験	9:30~12:30
	高圧ガスの販賣に係 る販売主任者試験	9:30~12:30
	高圧ガスの販賣に係 る販売主任者試験	9:30~12:30

(第三種郵便物認可) 昭和41年7月29日 金曜日 鳥取県公報 第3754号

8

(備考) (右欄参照) の如きに記入せよ。

昭和41年7月29日 金曜日 鳥取県公報 第3754号

9